

教育公務員特例法第25条の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則の取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、教育公務員特例法第25条の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則(平成20年千葉県教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第15条の規定により、指導改善研修及び申請の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導改善研修)

第2条 規則第2条第2項に規定する指導改善研修は、次の各号のものとする。

一 指導改善研修A 学校への勤務を続けながら、申請者が指名した指導者の指導を継続的に受けるとともに、長期休業中等に千葉県総合教育センター、千葉県教育庁各教育事務所又は市町村教育委員会の研修機関等(以下「研修機関等」という。)において、定められた期間、研修に専念し、指導の改善を図る。

学校での研修・指導計画の立案及び指導は、研修機関等の協力を得て、申請者等が行う。

研修機関等での研修・指導計画の立案及び指導は、申請者等の協力を得て、当該研修機関等が主に行う。

二 指導改善研修B 研修機関等を主な研修場所として、研修に専念し、指導の改善を図る。必要に応じて、在籍校等において勤務復帰に向けた授業を実施する。

研修・指導計画は、申請者等及び当該研修機関等が協議して立案し、指導は研修機関等が主に行う。

2 前項の指導改善研修の期間は、教育公務員特例法第25条第2項の規定の範囲内で、県教育委員会が指定するものとする。

3 指導改善研修Aを指定された指導改善教諭等は、申請者の指示に従い、指導改善研修Bを指定された指導改善教諭等は、研修機関等の長の指示に従い、研修記録を作成し提出するものとする。

4 第1項各号の研修方法による研修機関等の長は、研修状況の記録をとり、指導改善研修Aは研修終了後1月以内に、指導改善研修Bは定期的に申請者に報告するものとする。

(申請等)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請をするに当たっては、別表「指導が不適切である教員の判断の視点」に基づき、別記第1号様式の申請書によるものとする。

2 規則第3条第2項第1号に規定する資料は、別記第2号様式の調書とする。

3 規則第3条第2項第2号に規定する意見書は、別記第3号様式の意見書とし、指導改善教諭等に該当するか否かの判定を受ける教諭等(以下「判定対象教諭等」という。)に申請をする旨を事前に伝え、一定の期間を定めてその意見書の提出を求めるものとする。ただし、判定対象教諭等が、定めた期間内に提出をしない場合は、この限りではない。

(有識者等)

第4条 規則第5条第1項に規定する有識者等は、教育長が依頼するものとし、その意見聴取は、判定会等において行うものとする。

(通知)

第5条 規則第7条第2項の規定による通知をするに当たり、その内容が指導改善研修を受けることとなる場合、研修命令は、申請者が行うものとする。

(研修状況の報告)

第6条 規則第8条第1項の規定による報告をするに当たっては、指導改善研修期間の満了60日前に達したときに、別記第4号様式の研修状況報告書によるものとする。

なお、その際添付することとしている意見書は、別記第5号様式の意見書とし、指導改善教諭等に、一定の期間を定めてその意見書の提出を求めるものとする。ただし、指導改善教諭等が、定めた期間内に提出をしない場合は、この限りではない。

2 指導改善期間中に、研修方法の変更又は研修の中断が必要と判断したときには、速やかに研修状況報告書により、教育長に報告するものとする。

(判定会)

第7条 規則第11条の規定により開催される判定会は、非公開とする。

(委任)

第8条 この要項の実施に関し、必要な事項は教育振興部長が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。